

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育

教育いichかわ

■発行
市川市教育委員会
■企画編集
市川市教育センター
〒272-0015
市川市鬼高1-1-4
TEL 320-3335

令和8年度 教育行政運営方針 ～新年度の重要な施策を紹介します～

令和8年2月市川市議会定例会において、
「令和8年度教育行政運営方針」を説明しました。

「教育行政運営方針」とは、新年度の教育行政の運営にあたり、
基本方針や重要な施策について示すものです。

新年度の教育行政運営に向けた基本的な方針は、

- ・「令和8年度教育振興重点施策」に基づく具体的な取り組みの推進
- ・「第4期市川市教育振興基本計画」

の点検・評価等を踏まえた取り組むべき教育行政課題への対応とし、

Please check this!



▲教育行政運営方針
全文はこちら



▲市議会動画

(1)「中学校卒業まで」学びの連続性の全校展開

- 小中一貫した教科「(仮称)言語探究科」の新設
- 学校運営を支える体制の活性化
- 「幼保・小・中」連携促進のための体制整備
- 保護者等に対する支援の充実

(2) 誰一人取り残さない学びの保障

- 包摂的な学びの提供
- 不登校の子どもに学びの場を提供
- 特別なニーズに応じた学びの提供
- 日本語指導の充実

(3) 世界につながる市川版英語教育

- 小中一貫した英語活動・英語教育の充実
- 就学前からの英語に触れる機会の提供

(4) 乳幼児期からはじまる読書環境の充実

- 図書館運営と機能の充実
- 乳幼児期の読書活動の推進
- 図書館と学校を結ぶネットワークの強化
- 新聞を活用した授業の推進

(5) 心も体も健康的な子どもを育む環境整備

- 学校給食・食育の充実
- 学校防犯対策の充実
- 放課後活動の充実・朝の居場所の確保
- 市川市少年自然の家における自然体験活動の充実

(6) 人生を豊かにする生涯にわたる学びの基盤づくり

- 社会教育施設の整備
- 文化財レガシーの継承・発展
- 多世代が参画した社会教育活動の推進

Q

A

「教育振興重点施策」とは？



の6つの方向性を示しました。

教育の振興を図るため、教育委員会が今後重点的に実施していく施策を定めたものです。教育を行うための諸条件の整備などの重点的に講ずべき施策を定めることから、市川市総合教育会議※1において協議・調整を行った上で定めることとしています。

令和8年度は、①市川市教育振興大綱具体化パッケージ②「市川市教育振興基本計画」における教育行政課題への対応を基に、12月5日に策定しました。

※1 総合教育会議…地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有してより一層民意を反映した教育行政の推進を図るための会議です。

「具体化パッケージ」とは？

市川市教育振興大綱※2(以下、「大綱」といいます。)を推進するため重点的に講ずべき施策とその取り組みを定めたものです。大綱の一部に位置付けられています。

取り組みを実効性の高いものとするため、教育課題や社会情勢等の変化を踏まえ、原則、毎年見直しを行います。

※2 市川市教育振興大綱…市政を担う市長の立場から教育に対する考えをメッセージで示したものです。現大綱は総合教育会議で協議・調整を行い、令和5年1月に市長が策定しました。



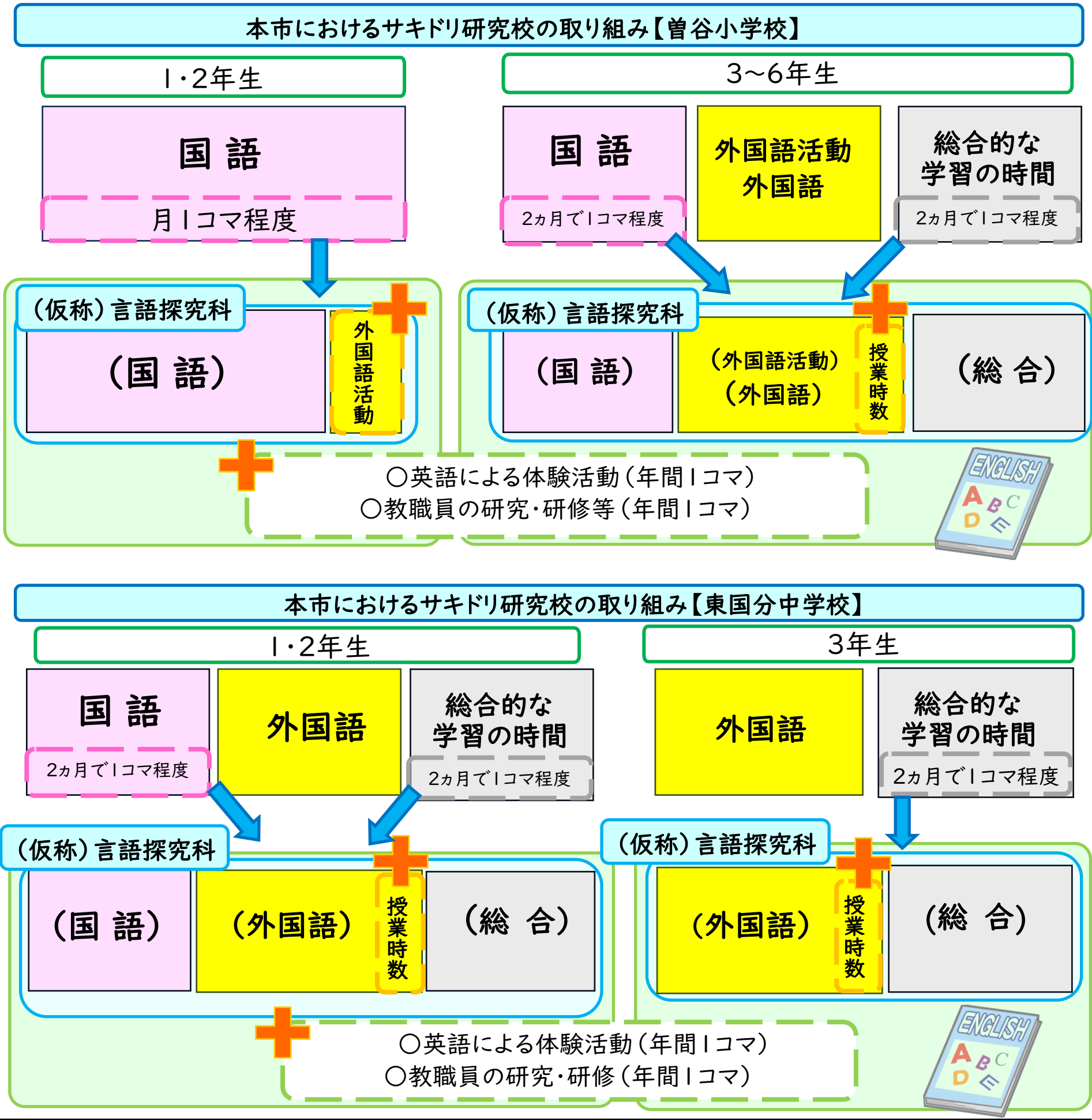
パッケージQRコード



教育課程柔軟化サキドリ研究校

教育課程柔軟化サキドリ研究校とは、次期学習指導要領の改訂に向け、柔軟な教育課程の編成・実施に取り組む学校のことです。令和8年度はサキドリ研究校として、本市では曾谷小学校と東国分中学校が文部科学大臣より指定を受けました。

※ALT(外国語指導助手)を曾谷小学校に1名、東国分中学校に1名配置します。



(仮称)言語探究科とは？

全ての教科において、探究的な授業の中で読解力とコミュニケーション能力を相乗的に育成し、主体的・対話的で深い学びを行うため、国語・英語・総合的な学習の時間を合わせて「(仮称)言語探究科」とします。

実施に向けた今後の流れ(案)

令和7年度	・検討委員会の立ち上げに向けた準備を行います。 (構成:校長会・教頭会・教職員・教育委員会)
令和8年度	・「教育課程柔軟化サキドリ研究校」に指定された学校において、英語活動・英語教育の取り組みを検証します。 ・検討委員会では、(仮称)言語探究科の教科目標、評価等の検討などを行います。 ・後期には、翌年度の(仮称)言語探究科の実施に向けて以下の内容を提示します。 ■探究的な学習の授業モデル ■小学校1年生から中学校3年生まで小中一貫したCAN-DOリストの作成 ■小学校1・2年生の外国語の授業計画の作成 ■中学校において、週1回のALT参加の授業が週1.5回程度に増える分の授業の実施方法
令和9年度	・全校で(仮称)言語探究科を実施します。

※教育課程特例校の指定を受けることが前提となります。



放課後活動の充実



家庭環境を問わず、放課後活動の充実を図るため、校内交流型及び連携型での放課後保育クラブと放課後子ども教室の連携を促進します。

また、放課後保育クラブについて、長期継続契約が満了する令和9年度以降の委託先のあり方を検討し、両事業の更なる連携促進を含めて、方向性を決定します。

朝の居場所づくり

安全に過ごすことができる朝の居場所づくりは、就学前に保育園等に通園していた児童が小学校1年生となり、出勤時間や勤務形態などを変えざるを得ない家庭への支援の一助となると考えています。

今後、アンケートなどを実施し、令和8年度モデル校での検証を行った上で、朝の居場所づくり事業を実施していくことを目指します。



部活動の地域展開について



本市はこれまで学校単位で行われてきた部活動を地域へと広げ、地域全体で子どもたちの活動を支える部活動地域展開を進めています。

令和4年度から検討を開始し、令和6年度に第四中学校にてモデル事業を開始しました。

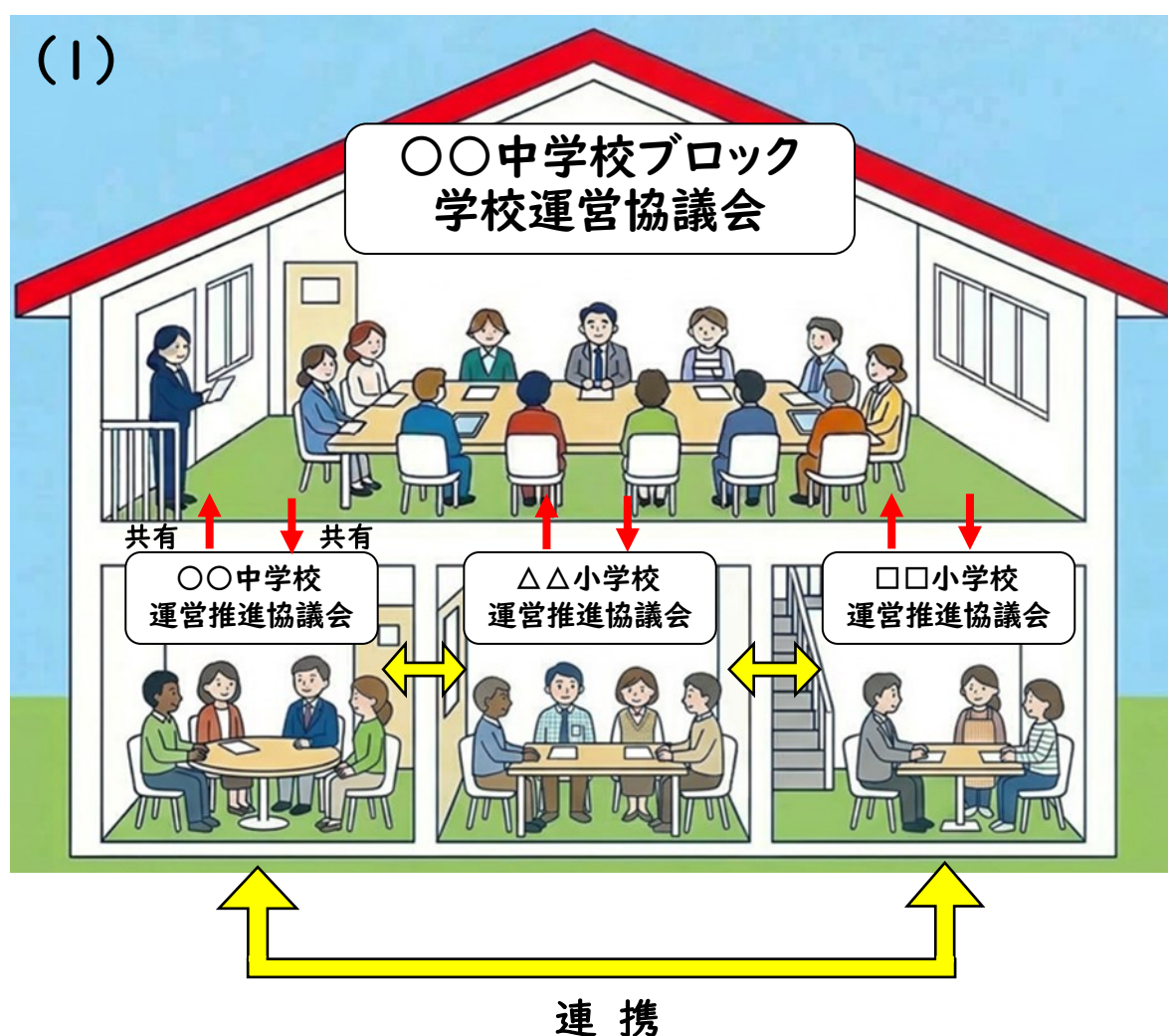
今年度からは、すべての市立中学校を対象とし、現在9校17の運動部活動に地域展開が広がっています。今後も、各学校の状況に合わせながら拡大させていくとともに、文化部活動の地域展開も行っていく予定です。

〰〰〰 中学校ブロックの学校運営協議会(案) 〰〰〰

社会全体で児童生徒の健やかな成長を切れ目なく支えるため、小中学校の教育目標やビジョンを地域と共有できる組織的な仕組みが重要です。

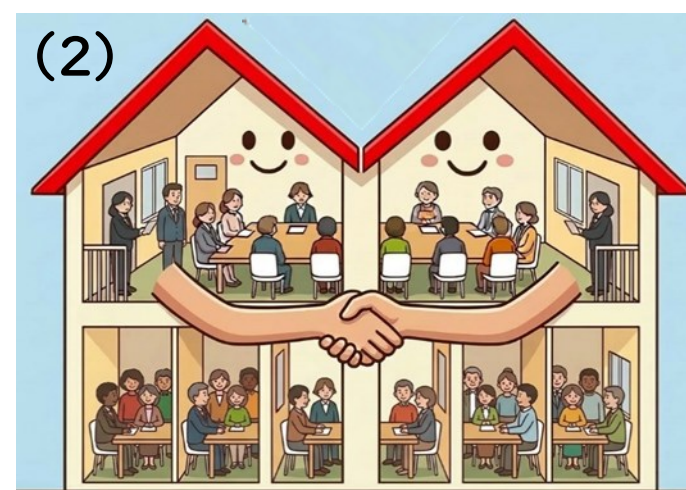
そこで、中学校ブロックで一つの学校運営協議会を設置し、小中学校で一体的な学校運営を行っていきます。

設置形態として(イメージ案)



(1) 中学校ブロック内の小中学校が、9年間を通して共通の目標に向かい、児童生徒の育成に取り組めます。

(2) 各ブロックでの取り組みを共有し、近隣ブロックが連携することで、中学校進学への不安の解消に努めます。



〔〇〇中ブロック〕〔◆◆中ブロック〕

<中学校ブロック学校運営協議会> (案)

『小中学校9年間のつながり』を意識し、方針の決定や調整等を行います。

【協議するテーマ例】

- * 中学校ブロックの小中一貫した教育目標・育てたい子ども像・目指す地域像について
- * 小中のなめらかな接続に向けてできる取り組みについて
- * 地域の防犯、防災への対応について ~自助・共助の力を身につけるために~
- * 児童生徒が地域を大切に思える心の育成に向けて
- * 児童生徒が地域とともに力を発揮できる活動について
- * 児童生徒にとって将来必要となるマナーの習得や健やかな心の育成について など

<各校の運営推進協議会> (案)

中学校ブロック運営協議会での決定・協議事項を共有するとともに、各学校に特化した内容について協議を行います。